

企 業 の 皆 様

愛知県防災安全局県民安全課長

## 暴力団離脱者受入企業を募集しています

日頃から、安全なまちづくりの推進につきまして、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、警察による取締りや社会における暴力団排除意識の浸透等により、暴力団勢力は減少している状況ですが、暴力団からの離脱を一層進めるためには、暴力団離脱者が再び罪を犯したり、暴力団に戻らないよう、彼らの社会生活における基盤を確立することが重要です。

そこで愛知県では、(公財)愛知県暴力追放運動推進センターと愛知県警察が実施している暴力団離脱者受入企業登録の促進に協力しています。暴力団離脱者を雇用する企業(受入企業)として登録し、暴力団離脱者を雇用していただきますと、雇用給付金の支給と身元保証制度の適用を受けることができます。

暴力団離脱者の社会復帰を支援するため、取組の趣旨を御理解いただき、暴力団離脱者の雇用について御検討くださいますよう、よろしく申し上げます。

〔お問い合わせ先〕

担 当 安全なまちづくりグループ

電 話 052-954-6176 (ダイヤル)

FAX 052-954-6910

メール kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

# 暴力団離脱者 受入企業募集

※業種は問いません

## 雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1ヶ月以上雇用した事業者に

6ヶ月間 毎月 **8万円** (上限) を支給

9ヶ月目  
12ヶ月目 に **12万円** (上限) 支給



## 身元保証制度

身元保証とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に損害を保証する制度です。

**保証期間** 受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間

**補償金の範囲** 補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が**200万円**まで

- 雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合 → 損害額に応じて**100万円**まで
- 受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合 → 人的、財産的被害に応じて**100万円**まで
- 契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合 → 未回収額を**50万円**まで

などを(公財)愛知県暴力追放運動推進センターが保証。



詳しくは、(公財)愛知県暴力追放運動推進センターまでお問合せください。☎052-883-3110

暴力団離脱者受入企業登録申込書

年 月 日

愛知県知事殿

下記のとおり、暴力団離脱者受入企業の登録申込をします。

企業名			
フリガナ			
所在地（市町村）	〒	—	
所在地（町名以下）			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
フリガナ 代表者氏名		生年月日	年 月 日
役職			
主な営業種目			
申込理由 (番号に○を記入)	1 社会貢献に興味があるため 2 協力雇用主として登録しているため 3 元暴力団員を雇った経験があるため 4 人手が足りないため 5 その他（ ）		
担当者連絡先			

※ 記載いただいた情報につきましては、以後の登録手続きのため、愛知県警察捜査第四課及び公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センターに提供させていただきますのでご了承ください。なお、申込いただいた後は、愛知県警察捜査第四課からご担当者様に連絡をさせていただきますが、時間を要する場合がございますのでご了承ください。

申込書の送付先

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176 (ダイヤル) FAX 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp